



GO FORWARD



令和3年4月1日
長野県松本合同庁舎1階にオープン!

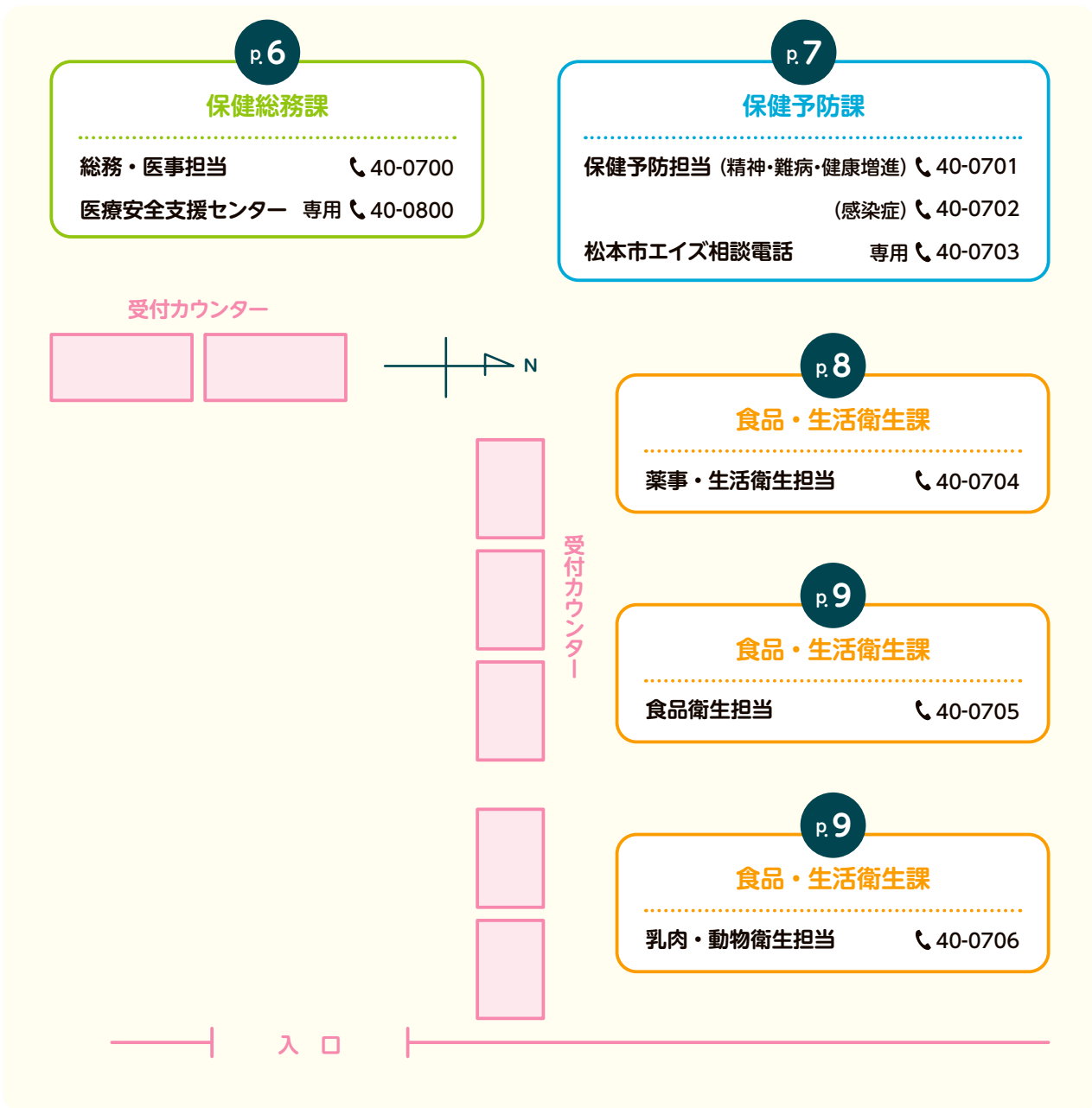
松本市保健所 窓口案内

松本市



もくじ (フロアマップ)

はじめに p.3
 中核市とは p.3
 「松本市保健所」を設置します p.4
 松本市保健所の窓口と主な業務 p.5
 長野県松本保健所から松本市役所に窓口が変わる業務の窓口 p.5
 「松本市に窓口が移る業務」と「引き続き長野県が窓口になる業務」 p.6～9



ご確認いただきたい事項 p.10
 松本市保健所で実施する相談業務 p.10
 アクセスマップ p.11

はじめに

松本市は、令和3年4月1日の中核市への移行にあわせて、長野県松本合同庁舎1階に「松本市保健所」を設置します。保健所では、市民生活における保健衛生環境の維持・向上に取り組み、安全な医療の提供や、感染症の未然予防と対策、食の安全確保などを通じて、市民の皆さま一人ひとりの命と健康を守る取組みを進めていきます。

このパンフレットは、松本市保健所で行う事務内容と窓口をご案内するものです。保健所に来所される際やお問合せの際にご活用ください。

中核市とは

中核市とは①

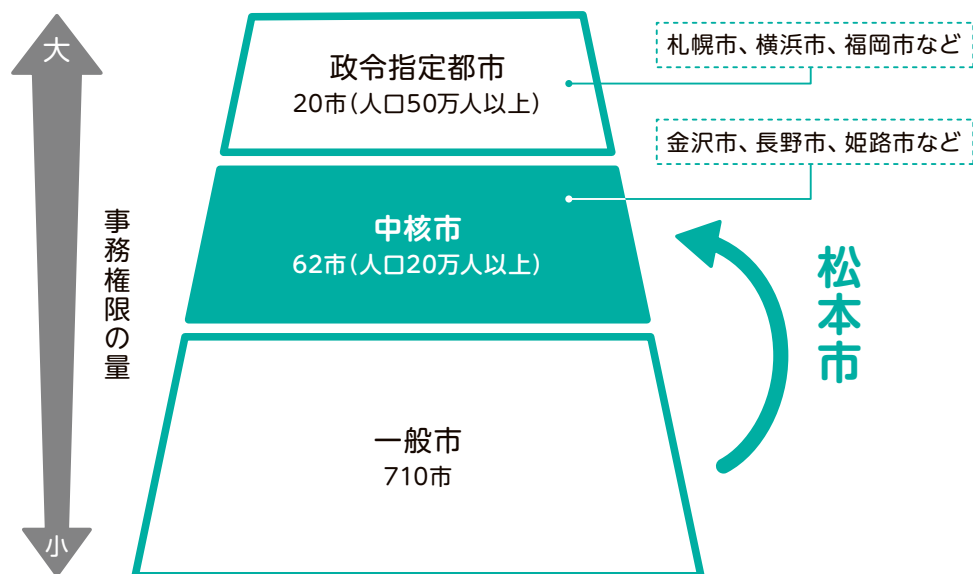
- ・地方自治法に基づく大都市制度の一つで、都市の規模や能力に応じて事務の権限を配分するものです。

中核市とは②

- ・国からの指定要件は、人口20万人以上です。全国には、北は北海道旭川市から南は沖縄県那覇市まで、62の中核市があります。県内では長野市が、平成11年に中核市へ移行しています。

中核市とは③

- ・松本市が中核市に移行すると、これまで県が行っていた約2,500の事務を新たに担い、保健所の業務をはじめ、より市民の皆さまに身近なところで行政サービスを提供していきます。例えば、保健所業務と保健センター業務とを一体的に行い、赤ちゃんからお年寄りまで切れ目なく支援します。



※市の数は、令和3年4月時点

「松本市保健所」を設置します

令和3年4月1日に松本市が、松本市保健所を設置すると、長野県が、現在設定している長野県松本保健所とあわせて、市内に2つの保健所ができます。

それぞれ保健所の管轄が異なるため、松本市民あるいは対象の事業所が松本市内にある場合は、松本市保健所に、そのほかの方は、引き続き、長野県松本保健所でお手続きください。



令和3年3月31日まで

長野県松本保健所

管轄：松本地域3市5村
約43万人

令和3年4月1日から

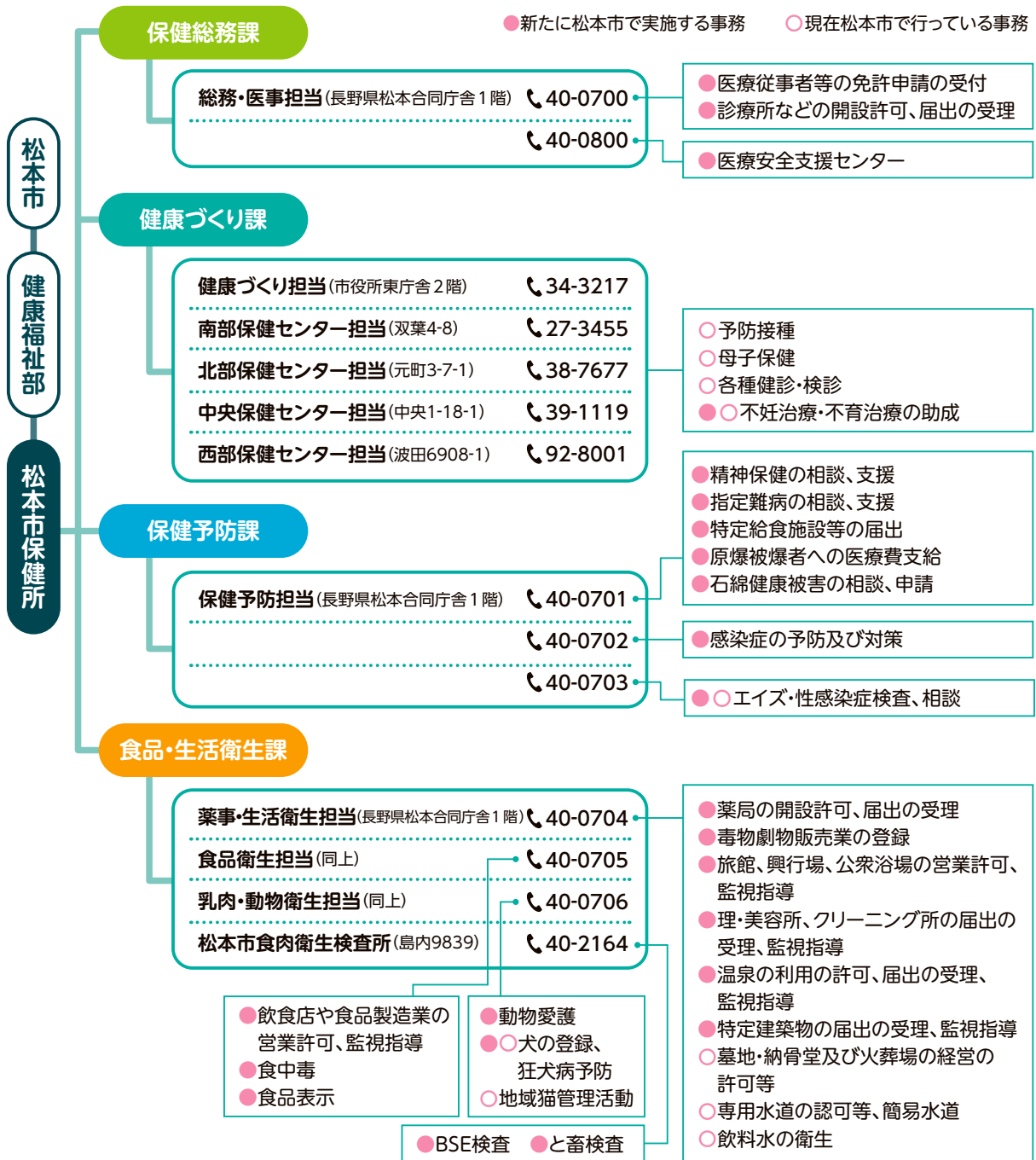
松本市保健所

管轄：松本市
約24万人

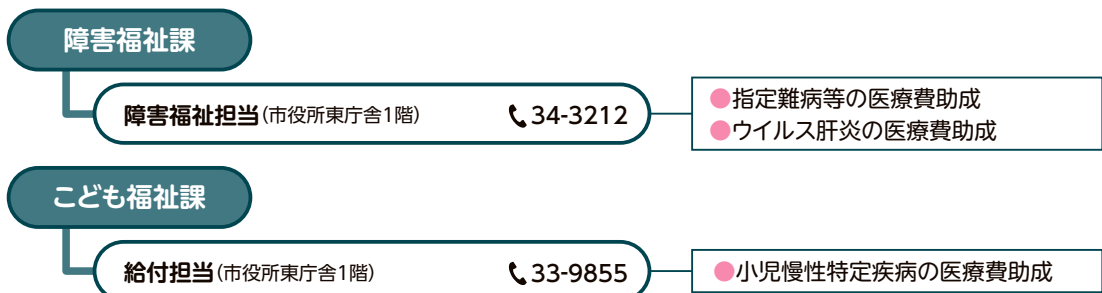
長野県松本保健所

管轄：松本地域2市5村
(塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)
約19万人

松本市保健所の窓口と主な業務



長野県松本保健所から松本市役所に窓口が変わる業務の窓口

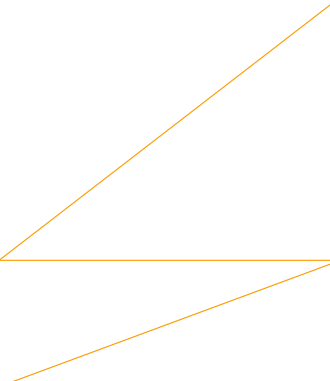


「松本市に窓口が移る業務」と「引き続き長野県が窓口になる業務」

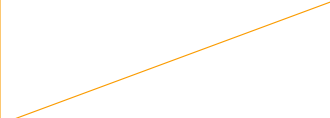
医 療

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
保健総務課 ▶ 総務・医事担当 ☎ 40-0700	◎医療施設 ◎医療法人 ◎施術所 ◎衛生検査所 ◎医療相談 ◎医療従事等者の免許申請 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・看護師、助産師、保健師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・理学療法士 ・作業療法士 ◎死体解剖保存 <ul style="list-style-type: none"> ・視能訓練士 ・薬剤師 ・管理栄養士 ・准看護師 ・受胎調節実地指導員 ・栄養士 	◎地域医療構想 ◎医療計画 ◎病院の開設等 ◎病床の管理

各種統計

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
保健総務課 ▶ 総務・医事担当 ☎ 40-0700	◎人口・世帯に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態調査 ・国民生活基礎調査 ◎保健衛生に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設に関する調査 ・患者に関する調査 ・医療従事者の届出調査 ◎社会保障・人口問題基本調査	
保健予防課 ▶ 保健予防担当 ☎ 40-0701	◎国民健康・栄養調査 ◎県民健康・栄養調査	

特定不妊治療

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
健康づくり課 ▶ 健康づくり担当 ☎ 34-3217	◎特定不妊治療助成の申請	

精神保健

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
保健予防課 ▶ 保健予防担当 ☎ 40-0701	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神保健に対する普及啓発 ◎精神保健福祉に関する相談 ◎医療保護入院者の入院届、退院届、定期病状の報告 ◎応急入院届 	◎精神保健福祉法に基づく通報に関すること

難病

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
保健予防課 ▶ 保健予防担当 ☎ 40-0701	◎難病患者への支援	

健康増進対策

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
保健予防課 ▶ 保健予防担当 ☎ 40-0701	<ul style="list-style-type: none"> ◎特定給食施設等の届出 ◎特定給食施設等の栄養管理に関する指導助言 ◎食品表示（保健事項）に係る相談 ◎食品の誇大表示の禁止に関する相談 ◎喫煙可能室設置施設の届出（受動喫煙対策） 	

感染症対策

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
保健予防課 ▶ 保健予防担当 ☎ 40-0702	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症発生状況の把握および情報発信 ◎感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策 ◎感染症患者に対する就業制限及び入院勧告 ◎結核指定医療機関の指定 ◎感染症患者に対する公費負担事務 ◎エイズ・性感染症検査、相談 ◎風しん抗体検査、相談 	
健康づくり課 ▶ 健康づくり担当 ☎ 34-3217	◎肝炎ウイルス相談、検査	

薬 事

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
食品・生活衛生課 ▶薬事・生活衛生担当 ☎40-0704	<ul style="list-style-type: none"> ◎薬局の開設許可、届出、監視指導 ◎高度管理医療機器販売業（貸与業）、管理医療機器販売業（貸与業）の許可、届出、指導監視 ◎医薬品店舗販売業・特例販売業、医薬品（薬局製造販売医薬品に限る）製造業・製造販売業の許可、届出、監視指導 ◎医薬品（薬局製造販売医薬品を除く）、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び体外診断用医薬品の製造販売業並びに製造業の申請の受付 ◎再生医療等製品販売業、卸売販売業、配置販売業の申請の受付 ◎毒物劇物販売業の登録、届出、監視指導 ◎毒物劇物業務上取扱者届出、監視指導 ◎毒物劇物製造業（輸入業）の申請の受付 ◎特定毒物研究者の使用者の指定、届出 ◎麻薬取扱者免許の申請、届出の受付 ◎大麻取扱者免許の申請、届出の受付 ◎覚醒剤取扱者の申請、届出の受付 	

生活衛生

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
食品・生活衛生課 ▶薬事・生活衛生担当 ☎40-0704	<ul style="list-style-type: none"> ◎理容所・美容所・クリーニング所の開設届、検査及び監視指導 ◎興行場・旅館業・公衆浴場業の営業許可及び監視指導 ◎住宅宿泊事業の届出及び立入検査 ◎温泉の利用許可、成分等の掲示、監視指導 ◎温泉掘さく、動力装置、採取等の許可 ◎公衆浴場におけるレジオネラ症発生予防に関する報告、指導 ◎特定建築物の届出及び立入検査 ◎建築物における事業の登録 ◎遊泳用プールの監視指導 ◎クリーニング師の免許申請 	



食品衛生

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
食品・生活衛生課 ▶食品衛生担当 ☎40-0705	◎食品取扱施設の営業許可、届出及び報告 ◎食品取扱施設に対する監視指導 ◎食品の収去検査 ◎食中毒の発生届及び指導 ◎給食施設の報告及び指導 ◎食品表示（衛生事項）に係る相談	

乳肉・動物衛生

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
食品・生活衛生課 ▶乳肉・動物衛生担当 ☎40-0706	◎食鳥処理の事業の許可及び監視指導 ◎調理師及び製菓衛生師の免許申請 ◎フグ営業の届出 ◎迷い犬の保護、抑留、返還（有料）、咬傷事故の届出 ◎犬の登録、狂犬病予防 ◎飼い犬・飼い猫の引取り（有料） ◎負傷した犬猫の収容 ◎ペットに関する苦情・相談 ◎動物取扱業の登録及び届出 ◎特定動物の飼養許可 ◎化製場等の設置許可及び監視指導	

※犬の登録や狂犬病予防注射の申請は、今までどおり環境保全課（市役所東庁舎 4 階）と四賀・安曇・奈川・梓川・波田の各支所で行うことができます。

食肉衛生検査所

松本市保健所／担当課	松本市に窓口が移る業務	引き続き長野県が窓口になる業務
食品・生活衛生課 ▶松本市食肉衛生検査所 ☎40-2164	◎と畜検査 ◎牛海綿状脳症（BSE）検査 ◎食肉に関する調査及び研究	

ご確認いただきたい事項

改めて許可などを受ける必要はありません

令和3年3月31日までに長野県知事や長野県松本保健所長の許可などを受けている場合は、松本市長や松本市保健所長の許可などを得たものとみなします。そのため、改めて許可などを受ける必要はありません。ただし、4月1日以降に更新や変更などがある場合は、松本市保健所での手続きが必要です。

松本市保健所での各手数料の支払方法は事前にご確認ください

一部の手数料について、これまで長野県収入証紙での納付だったものが、現金になるなど、変更があります。事前に各担当課へご確認ください。

松本市保健所で実施する相談業務

名称	内容	日時・場所	予約・お問い合わせ
医療相談	医療や健康に関する相談 ※看護師が相談に応じます。	開所日 8:30～17:15 〈保健総務課窓口〉	医療安全支援センター ☎40-0800（専用）
健康相談	保健師、歯科衛生士、管理栄養士が乳幼児から高齢者まで健康の相談に応じます。	開所日 9:00～12:00 〈各保健センター〉 ※午後の相談を希望される場合は、事前にお問い合わせください。 ※中央保健センターは、第2・4水曜日休み	▶南部保健センター ☎27-3455 ▶北部保健センター ☎38-7677 ▶中央保健センター ☎39-1119 ▶西部保健センター ☎92-8001
精神保健相談 【要予約】	精神面の不調で悩んでいる人とその家族・関係者の相談 ※専門医、精神保健福祉士、保健師が相談に応じます。	予約時にご案内します。 〈松本合同庁舎〉	保健予防課 ▶保健予防担当 ☎40-0701
難病の療養に関する相談	難病の療養に関する相談 ※保健師・管理栄養士が相談に応じます。	開所日 8:30～17:15 〈保健予防課窓口〉	保健予防課 ▶保健予防担当 ☎40-0701
エイズ相談 【要予約】	エイズに関する相談・検査 ※保健師が相談に応じます。	予約時にご案内します。 〈松本市保健所診察室〉	松本市エイズ相談電話 ☎40-0703（専用）

アクセスマップ

新設する「保健総務課」「保健予防課」「食品・生活衛生課」の3課は、長野県松本合同庁舎1階に、既存の「健康づくり課」は、引き続き市役所東庁舎2階で業務を行います。



松本市保健所 各課へのお問い合わせ

長野県松本合同庁舎

〒390-8765 長野県松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 1階

※個別番号のため、住所記載なしで届きます。

保健総務課

総務、医療法等各種届出、医療従事者等の免許申請等に関すること

☎ 0263-40-0700
FAX 0263-40-0811

保健予防課

精神保健福祉、難病療養、健康増進、感染症の予防及び対策等に関すること

☎ 0263-40-0701
FAX 0263-40-0811

食品・生活衛生課

薬事・生活衛生、毒物及び劇物、食品営業許可、食中毒、動物愛護、犬の登録、狂犬病予防、食鳥処理等に関すること

☎ 0263-40-0704
FAX 0263-40-0811

食品・生活衛生課 出先機関

〒390-0851 松本市大字島内9839

松本市食肉衛生検査所

BSE検査、と畜検査に関すること

☎ 0263-40-2164
FAX 0263-40-2168

松本市役所東庁舎 2階

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

※個別番号のため、住所記載なしで届きます。

健康づくり課

予防接種、母子保健、がん検診及び各種検診、歯科保健、自殺予防、受動喫煙防止、特定健康診査・指導等に関すること

☎ 0263-34-3217
FAX 0263-39-2523

パンフレットに関するお問い合わせ

松本市政策部中核市推進室 (令和3年3月31日まで) ☎ 0263-40-0700

松本市保健所保健総務課 (令和3年4月1日から) FAX 0263-40-0811

